指定ごみ袋の認定に関する事務について

ごみ収集所に可燃ごみ・不燃ごみを排出する際に使用する袋(以下「指定袋」という。)の製造に係る認定等の事務につきまして、令和7年4月1日から施行いたします。

- ・これまで本庄市、美里町、神川町及び上里町が行っていた指定袋の認定に関する事務については、令和7年4月1日から児玉郡市広域市町村圏組合が行います。
- ・事務の施行に伴い指定袋のデザインを一部変更し、構成市町のマスコットキャラクターを表記するとともに、外国の方にも分かりやすくするため「燃えるごみ」「燃えないごみ」の文字を英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語の5カ国語でも表記します。また、外袋には、ごみの分け方・出し方や収集日が分かる「児玉郡市ごみ分別アプリ」がダウンロードできる二次元コードが追加されます。





※燃えないごみの袋、とって付きの袋も同様のデザインとなります。

新しいデザインのごみ袋は、令和7年度から製造され、取扱店にて順次販売されますが、従来の指定ごみ袋も引き続き利用できます。

【児玉郡市共通認定袋製造事業者の皆さまへ】

児玉郡市共通認定袋を製造するためには、製品が規格に適合している旨の認定が必要となります。既に本庄市、美里町、神川町及び上里町において認定を受けている事業者の皆さまにつきましても、改めて手続きが必要となります。

認定申請書の様式(Word ファイル)は、以下よりダウンロードいただけます。 認定申請書(様式第 1 号) Word PDF

> <問い合わせ先> 児玉郡市広域市町村圏組合 小山川クリーンセンター

電話:0495-22-8200

E-mail: kovamagawa@kodamakouiki.jp